

## 補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金 (商店街活カアップ支援事業)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	市内商店街		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期:毎年度4月(29年度は4月28日(金)まで) ※上記以後は予算の範囲内で随時。		
(公募の場合) 応募要件	補助の対象となる団体は、本市内の商店街及びその連合体並びに共同店舗であって、かつ、福岡市中小企業振興条例2条第2号に定めるもの(以下「商店街等」という。)とする。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成20	年度	経過年数	10	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街が地域の活性化や課題解決のため自ら発意・企画し、自主的に取り組むまちづくり活動、集客の拡大や販売力の強化のために行う独自の事業、行動プランや基本計画の策定事業等を補助することにより、地域コミュニティを支える重要な役割を担い個性豊かな賑わいのある商店街づくりを促進し、もって商店街の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 地域特性を活かした魅力ある商店街づくりのプラン策定事業 (2) 地域の課題解決のため、自ら発意・企画し自主的に取り組む地域のまちづくりに寄与する事業 (3) 地域コミュニティの場を提供し、賑いを創出する事業 (4) 集客力・認知度の向上、販売力強化を目的とする事業</p>				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	商店街の現状は、人材不足や会員減少による資金不足等の課題を抱え、活性化への取り組みがますます重要となっている。 このような状況を踏まえ、更なる経営基盤強化を図るために、商店街が取り組む販売促進事業や地域課題解決やまちづくり活動等のソフト事業を今後も引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 型 補助金額:30万円限度(予算の範囲内)    I 型補助率:補助対象経費の1/2以下</li> <li>・ II 型単独実施型 補助金額:1年目 70万円限度、2年目 50万円限度、3年目 30万円限度(予算の範囲内)</li> <li>・ II 型連携実施型 補助金額:1年目 90万円限度、2年目 70万円限度、3年目 50万円限度(予算の範囲内)</li> </ul> <p style="text-align: right;">II 型補助率:補助対象経費の2/3以下</p> <p>【補助対象経費】外部委員等謝礼、及びその旅費、店舗等賃借料(事業用短期賃借)及びその内装費、通信運搬費、広報費、イベント費(会場設営費、賞品・記念品代、アルバイト代等)、借料・損料(リース・レンタル経費)、備品、消耗品費、委託費等 ※国・県との連携支援の場合は、補助率を軽減</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	25 件	20 件	23 件	
	11,973 千円	11,679 千円	10,244 千円	12,571 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	多言語マップの作成、食べ飲み歩きイベント、まちゼミの実施、地域情報誌の発行、近隣商業施設との連携イベント、スタンプラリー、ふれあい交流音楽イベント、マルシェ、来街者や外国人へのアンケート調査等。				
補助金交付 による効果	イベントによる賑わいの創出、来街者増などによる商店街の活性化が図られている。各商店街での事業実施に伴い地域各種団体や学生、NPO等との連携協力や交流も図られており、地域の活性化にも寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。